



令和 4 年 3 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

コロナ禍につき

いつもお世話になっております。重要な業務連絡です。

執筆現在（2月1日）新型コロナウイルス感染症が弊社にも影響を及ぼしています。

幸いにも従業員には感染した人はいないものの、学校等で感染が発生したことにより弊社の従業員の数名が自宅待機となり、確定申告等の入力作業等が遅れております。



所得税の確定申告期限は3月15日となっていますが、その期限の延長には、納税者及び税理士（職員含む）の新型コロナウイルス感染症への感染の他、以下の理由が該当します。

次のような事情により、企業や個人事業者、税理士事務所などにおいて通常の業務体制が維持できない状況が生じたこと

1. 経理担当部署の社員が、感染症に感染した、又は感染症の患者に濃厚接触した事実がある場合など、当該部署を相当の期間、閉鎖しなければならなくなったこと
2. 学校の臨時休業の影響や、感染拡大防止のため企業が休暇取得の勧奨を行ったことで、経理担当部署の社員の多くが休暇を取得していること
3. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことが求められ、在宅勤務の体制も整備されていない等の理由から、経理担当部署の社員の多くが業務に従事できないこと

弊社の場合も上記に該当しますので、この状況が続いた場合は延長の申請を提出する可能性があります。顧問先の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご協力頂けると幸いです。

なお、延長の申請、納付に際し、延滞税や手数料などの特別な負担が発生することはありません。

3月の税務

- ・ 1月決算法人の確定申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税）

申告期限…3月31日(木)

- ・ 7月決算法人の中間申告（法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）

申告期限…3月31日(木)

※以下については、新型コロナウイルス感染症の影響により申告等が困難な方は4月15日まで延長申請可

- ・ 前年分所得税の確定申告

申告期間…2月16日(水)～3月15日(火)

- ・ 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

申告期限…3月31日(木)

本店
便り

事業復活支援金

文責：亀田

こんにちは！今年は確定申告期限が一括延長ではなく個別延長となったため、目の下にクマを作りながら奮闘中です！

今月は、1月号でも概要をお伝えしました、新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受ける中小企業及び個人事業主を支援する政策である「事業復活支援金」をご紹介します。

申請期間 : 2022 年 1 月 31 日～5 月 31 日

給付対象者 : 下記の①と②を満たす中小法人・個人事業者

①新型コロナウイルスの影響を受けた事業者

②2021 年 11 月～2022 年 3 月のいずれかの月（対象月）の売上が、2018 年 11 月～2021 年 3 月の間の任意の年の同じ月（基準月）の売上高と比較して 50%以上、または 30%以上 50%未満減少した事業者

給付額 : 中小法人は最大 250 万円 ※1

個人事業者等は最大 50 万円

※1：基準月を含む事業年度の年間売上高により上限金額に違いあり

持続化給付金や家賃支援給付金と異なる点として、申請の前に登録確認機関による「事前確認」を 5 月 26 日までに受けないといけないため注意が必要となります。なお、月次支援金や一時支援金を受けた事業者は事前確認を省略できます。

また、給付額の算定を行う上で、新型コロナウイルス感染症対策に関連する給付金・補助金・助成金・協力金等は対象月・基準月から除いて判定を行います。地方公共団体による休業や営業時間短縮に応じた者への協力金等は対象月に含めて給付額の判定を行います（協力金等が実際に振り込まれた月ではなく、協力した月の分として受給した（もしくは受給予定の）金額をその月の売上に含めることになります）。

弊社も登録確認機関として登録しておりますので、事前確認をさせて頂くことが可能ですが、基本 3 月 16 日以降のご対応とさせて頂いております。大変申し訳ありませんがご了承下さいませ。

以上、簡単に制度を紹介させていただきました。詳しくは下記を参照ください。

【参考】経済産業省 HP 事業復活支援金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/index.html

インター
店
便り

今日も行ってきモス🍔

文責：大脇

こんにちは。春とはいっても朝夕はまだまだ冷え込みますがいかがお過ごしでしょうか？

事務所は確定申告に向け繁忙期真っただ中！連日の残業に夜食のネタが尽きてきました☹️選択肢としては、我が家の冷蔵庫コンビニか、ようこそサガミか、モスバーガーか…。



ところで、3 月 12 日は「モスの日」って知っていましたか？

50 年前の 3 月 12 日に、わずか 2.8 坪の実験店からモスバーガーは生まれたそうです。モスバーガーの創業の心は「感謝される仕事をしよう」。私もモスバーガーに見習って、より一層皆様に「三上税理士法人にお願いしてよかった」と言われる仕事をしてまいります。

<次のページへ続く>

<前のページからの続き>

ここで大脇コソコソ噂話。モスバーガーでは、「ソース多め」「野菜多め」と注文時に頼むと、某サンドイッチ店のように増量してくれます。また、私の大好きなオニオンリングも、大きめのものを入れてくれたりトマトケチャップもつけてくれます。これらは全部無料でできるので、「ソース多め」と頼んで、袋の中にあふれたソースにオニオンリングをディップ♡、なんて自分好みに食べられます。(注：一部店舗では実施していないこともあるそうです。)

無料といえば…以前、マクドナルドのメニュー板に「スマイル 0 円」がありましたね。あれって誰が頼むものか気になっていました(笑)…え！？小さいときにマクドナルドがあったかって？ええ、マクドナルドが愛知県に出店したのが小学校低学年…実際行くようになったのはそれよりずっと後ですけどね。

ところで、昨年 12 月に週刊誌を中心に騒がれていました、「相続税と贈与税が一体化される」「暦年贈与制度がなくなるから令和 4 年 3 月までしか贈与 110 万円非課税が使えなくなる」等は、実際に発表された令和 4 年度の与党税制改正大綱では改正には至りませんでした。

とはいえ、将来、相続税と贈与税の一体化の可能性がないとは言えません。国民の反発を招きかねない暦年課税制度の廃止等がいきなり行われることは考えにくいですが、しかし、いずれ欧米諸国等にならい、相続開始日以前 3 年間の贈与を相続財産に加える制度の期間を 5 年あるいは 10 年と延長する可能性はあります。

生前贈与を含め相続対策をお考えの方は担当まで…。

行楽 日記

多賀大社

文責：若林

お正月の話題になってしまうのですが、お正月といえば初詣。

私の地元に多賀大社という神社があるのですが、滋賀にいた時は、お正月はそこに初詣に行くのが毎年恒例になっていました。

この神社は、お多賀さんの愛称で親しまれている滋賀第一の大社です。八百万の神の親である伊ザナギと伊ザナミの夫婦を祭神としてるので、縁結びや延命長寿のご利益があるらしく、たくさん参拝者がいらっしやいます。



かの有名な伊勢神宮に祭られている天照大神の両親でもある為、「お伊勢参らば お多賀へまいれ お伊勢お多賀の 子でござる」という歌があったりします。伊勢神宮ほどの知名度はないですが、荘厳で居心地の良い神社です。

また、参拝後のお楽しみ、お土産におすすめなのは、名物糸切り餅です。あんこが入った平べったいお餅でとてもおいしいので、私は行くたびに買ってしまいます。現地では、糸切り餅を天ぷらにして売られているものもあり、そちらも大変おいしいです。

とても雰囲気の良い場所なので、もしも滋賀県に行く機会があれば、ぜひ行ってみてください。森林浴も出来ますし、良いリフレッシュになると思いますよ。

無料経営相談について

今月の無料経営相談は、先月に引き続き、誠に勝手ながら **お休み** させていただきます。
ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

何かお困りのことがございましたら、一度担当者へお声がけください。



経営
情報

郵便物として輸出した場合の輸出証明書類の見直し

文責：定

令和3年度の消費税法等の改正において、資産を郵便物として輸出する場合（当該資産の価額が20万円以下の場合に限ります。）に、輸出免税の適用を受けるために保存すべき輸出の事実を証明する書類について、次のとおり見直しが行われました。

※当該資産の価額とは、原則として、当該郵便物の現実の決済金額（例えば、輸出物品の販売金額）となります。

改 正 前	改 正 後
① 以下の事項を記載した「帳簿」 イ 輸出の年月日 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名若しくは名称及び住所等 又は ② 郵便物の受取人から交付を受けた「物品受領書」その他の書類で以下の事項が記載されたもの イ 輸出した事業者の氏名若しくは名称及び住所等 ロ 上記①のロ及びハ ハ 郵便物受取の年月日	① 小包郵便物又はEMS郵便物 (1) 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類 及び (2) 発送伝票等の控え（以下の事項が記載されたもの） イ 輸出した事業者の氏名又は名称及び住所等 ロ 品名並びに品名ごとの数量及び価額 ハ 受取人の氏名又は名称及び住所等 ニ 日本郵便株式会社による引受けの年月日 ② 通常郵便物 日本郵便株式会社から交付を受けた当該郵便物の引受けを証する書類（品名並びに品名ごとの数量及び価額を追記したもの）

改正前は、国際郵便を使った価格20万円以下の商品の輸出については、税関に輸出申告して許可を得る必要がないため、輸出免税の適用においても、輸出した事業者自身が一定の事項（取引の相手先の氏名、取引年月日、取引の内容、対価の額）を帳簿に記載し、その帳簿を保管すれば良いとされておりました。

その為、実際には帳簿に記載された資産を輸出していないにもかかわらず、帳簿に虚偽の記載をすることで輸出免税の適用を受けるような事例が散見されたことにより、今回の改正が行われました。

改正後は、輸出免税の適用を受ける為には、EMS郵便物については一定の事項が記載された帳簿の保存ではなく、

①郵便局の引受け票

②一定事項が記載された発送伝票等の控え

が求められることになりました。令和3年10月1日以後に行われる資産の譲渡等から適用されております。

主に輸出をされている事業者の方はもちろん、消費税課税事業者の方でEMSを利用して輸出される方についてもご注意ください。

ご不明点や詳細については、担当にご確認お願い致します。

参考：国税庁 「消費税改正のお知らせ」（令和3年4月）

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/r03kaisei.pdf>

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2021/explanation/p903-916.pdf

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92 TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
 ■春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9 TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
 ◆共通メールアドレス mikami@taxer.info